

## 【評価結果報告書】

### 相模原市児童相談所一時保護所

実施機関：ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

対象事業所名	相模原市児童相談所 一時保護所
経営主体(法人等)	相模原市
対象サービス	児童相談所一時保護所
設立年月日	平成26年4月1日
評価実施期間	令和6年5月15日～令和7年3月3日
評価項目	一時保護ガイドラインや関連法制度などをもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した第三者評価基準（案）の評価項目

#### 総合評価（事業所の長や努力、工夫していること、今後期待される点等）

##### 【施設の立地・特徴】

相模原市児童相談所一時保護所は、平成26年4月に開所しました。児童を「幼児」「男子学童」「女子学童」の3グループに分け、小規模グループでの支援体制を導入しました。令和5年度に居室の改修を行ない、子どものプライバシー保護やプライベートスペースを確保できるよう、幼児の居室を除き全ての居室を個室化しました。改修に伴い、定員を4名増やし29人となりました。

一時保護所は子どもの安全を確保することを目的とし、一時保護を必要とするすべての子どもにとって緊急の避難場所として安心・安全が保障された場としての役割を果たしています。現在、一時保護を必要とする子どもの増加や多様性に伴い、外部の一時保護専用ユニット、里親、ファミリーホーム等、社会資源の活用を進めています。

当施設は、児童福祉法の改正・一時保護ガイドラインの全部改正、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い、子どもの意見表明や入所についてのわかりやすい説明、通学の実現に向けた人材や予算の確保、委託一時保護の検討等、子どもの最善の利益を最優先にすべく、さまざまな課題に取り組んでいます。利用者アンケートでは、子どもへの説明や職員の話聴く姿勢に対し、高い支持を得ています。

##### 【特長】

#### 1. 子どもが自分の権利を理解し、意見表明できる環境の整備

一時保護所のしおりは、幼児版と学童版を作成しています。子どもには入所時にしおりを用いて権利について説明し、幼児版には「ごはんをたべる、ふとんでねむる」等を、学童版には「子どもの権利条約における子どもの権利」を記載し、わかりやすい言葉で説明しています。理解が難しい子どもには繰り返し説明する機会を設けています。

子どもの意見表明権を保障し、子ども会議やトークタイム、日記、意見箱等、意見を表明する機会を複数設けています。子どもから出た意見を取り入れたイベントの実施や、土・日の過ごし方の検討、玩具類の購入等を行なっています。

#### 2. 子どもの声を聴き取るための職員の取組

子どもが、自分の考えや意見を伝えたり、生育歴を話したりできるように、職員は子どもと1対1で向き合う時間を大切に、信頼関係を築けるように支援しています。子どもには、担当職員だけでなく他の職員とも話ができることを伝えています。

職員は、外部講師による「子どもの声を聴く」研修やロールプレイ研修を通して聴き取りの技法の習

得を図り、子どもの気持ちを尊重した聴き取りに取り組んでいます。また、座学だけでなく子どもの状況や特性に合わせた聴き取りの力を上げることも必要と捉え、新任職員にはOJTやエルダー制度を活用しています。

利用者アンケートでは、「職員はあなたの話を聞いてくれたり相談にのってくれますか？」の問いに対し、83%の肯定的回答（聞いてくれる・まあ聞いてくれるの合計）を得ており、子どもの満足度が高いと言えます。

### 3. 職員が子どもに関する情報を共有する仕組み

職員は子ども一人ひとりの援助方針を確認し、子どもの日々の様子は児童相談システムの行動記録に入力し、共有しています。毎週1回のグループ会議で、各グループの運営の検討や子どもの情報を共有しています。

援助方針の共通認識が職員間でずれることのないように、今年度「個別支援計画」を作成して試行開始し、来年度の本実施に向けて様式や会議について検討を行なっています。

さらに、ローテーション勤務のため申し送りは一日3回行ない、申し送りノート、個別記録を基に、情報共有をしています。

#### 【今後期待される点】

##### 1. 児童生徒が適切な教育を受けられる機会のさらなる検討

日課に学習の時間を設け、専任の学習指導員が、学習室で子ども個々に必要な学習指導をし、高校生は自室で勉強をしています。中・高校生には就寝前にも自室での学習の時間を確保しています。在籍校から教材を得たり定期テストを受ける子どももいますが、子どもからは、「基礎からやっているのに役に立っている」との意見がある一方、「学校と同じでないので戻ったときが心配」との声も上がっています。

小・中学生の通学は、支援体制が整っていないため、実施できていません。里親委託や施設入所等を検討し地域分散化を図る努力をしていますが、受け入れ先が少ない現状があります。今後に向けて通学支援や交通手段を検討する方向にありますので、子どもの意思を尊重したうえで、地域の社会資源を活用するなど、通学できる環境の整備が期待されます。

##### 2. 子どもの支援における児童福祉司とのさらなる連携の強化

子どもの支援に必要な情報は、児童相談所と一時保護所がPC上で共有できる仕組みがあります。観察会議（課長・総括副主幹・SV・児童福祉司・児童心理司・養護課職員参加）は、日程調整をしやすいよう毎週時間を固定して設定し、連携に努めています。

子どもの支援にあたっては、児童相談所児童福祉司との情報共有は必須ですが、多忙のため児童福祉司からの情報提供が遅れる傾向にあります。子どもが不安にならないよう支援を進めていくにあたり、児童福祉司や児童心理司との連携は不可欠であり、今後さらに連携強化が期待されます。

##### 3. 第三者委員の設置等、外部への意見表明の機会の体制整備

子どもの意見や意向を聞く仕組みとして、日常の職員との会話のほか、子ども会議、トークタイム、日記、意見箱等、子どもが自分のやりやすい方法で意見表明できるよう、複数の方法を設定しています。

第三者委員の設置については、現在、検討中となっています。職員は「子どもアドボケイト 意見表明権等支援事業」の研修に参加し、子どもたちが意見を表明する機会をどのように作ってあげれば良いのかを学んでいます。子どもが第三者委員等、外部に相談できる体制整備の早期実現が期待されます。

#### 評価領域ごとの特記事項

##### I 子ども本位の養育・ 支援

・一時保護所のしおり（幼児版と学童版）を作成しています。入所時にしおりを活用し、子どもの年齢や理解力に合わせて子どもの権利について説明しています。学童版のしおりには、子どもの権利条約の4つの権利を記載しています。

- 子どもの権利について、週一回開催の子ども会議（子ども主体で開催、職員も参加）で、しおりの読み合わせをして伝えています。再度説明が必要な子どもには、月1回程度、個別に読み合わせをする機会を設けています。
- 日常の職員との会話のほか、子ども会議、トークタイム、日記、意見箱等、複数の方法を設定し、子どもが伝えやすい方法を選べるよう工夫しています。自ら意見表明することが苦手な子どもには、自ら選べるように2、3項目を例示し、自己決定できるようにしています
- 子ども会議は子ども主体で、一時保護所の生活について意見表明や意見交換をしています。子どもが意見を言いやすいよう、年齢で分けたり男女別にしたりするなど、同じテーマで話ができるよう参加者の構成を決めています。子ども会議や意見箱での意見や要望、苦情等は、職員会議で検討しています。
- 子どもの意見を反映し、風呂の湯替えタイムを設けたり、意見内容をイベントに取り入れています。可能な限り子どもが希望する漫画やDVDを購入しています。
- 一時保護は、子どもの最善の利益を優先するとともに、子どもの意向を勘案して、児童相談所が決定しています。一時保護の理由や目的、保護期間等、児童相談所での決定事項は、児童福祉司から子どもに伝えています。一時保護所では、保護開始時にしおりの説明と同時に、理由や目的の説明を受けているかを確認しています。
- 児童福祉司面接や親子面会のあとに振り返りの時間を設け、職員は子どもが自分の気持ちを伝えられているかを聞き取っています。子どもの不安な気持ちを少なくするよう、経過を子どもに説明できるようにし、児童福祉司と連携して短期的な生活目標を設定するなど、子どもが前向きに生活できるよう支援しています。
- 職員は日頃から子どもと1対1で向き合うトークタイム等を活用し、子どもの気持ちを聞くようにしています。子どもが話しやすいよう、子どもの部屋に行ったり散歩の機会を作ったり、一緒に遊んだりしています。
- 職員は、子どもの表情や行動等から子どもの気持ちのくみ取りに努めて潜在的なニーズを拾いあげ、子どもの意思を児童福祉司に伝えています。意見表明が難しい子どもについては、職員が児童福祉司との面接に同席し、子どもの日常の話を代弁するなどの対応をしています。
- 里親委託や施設入所等、子どもの生活の移行については、児童福祉司から説明しています。説明後、一時保護所職員が子どもに寄り添い、子どもの不安が軽減できるよう努めています。グループケア施設の活用や里親委託等を進めています。
- 集団での生活であっても、一人ひとりの支援ができるようにしていますが、定員超過により、外遊びや散歩の希望に対応しきれない状況があります。
- 通学できる子どもについては里親委託や施設入所等を検討しています。現在、

一時保護所からの小・中学生の通学については課題としており、地域資源の活用や予算化を検討しています。

- 被措置児童等虐待対応マニュアルにもとづいて対応する体制があります。職員には、被措置児童等虐待の防止のため、新任研修や外部SV研修、児童精神科医による研修等を実施し、子どもの理解に努めています。
- 所内で嫌なことや困ったことがあったときは、子ども同士で言い合うのではなく、職員に話すよう伝えています。職員への報告、連絡、相談をしてほしいこと、互いの権利を尊重することを説明しています。
- 特別な配慮を必要とする子どもには、子どもの特性に合わせた無理のない個別の日課を作成し、子どもが無理なく生活できるよう対応しています。宗教食については、保護者の意向を確認し、本人とも話し合いを行なった上で提供しています。
- LGBTQの職員研修を毎年実施しています。生活する中での性的な課題に気づいたときには、職員が子どもの意向を聞いて一緒に考えるなど、子どもの気持ちを尊重した対応をしています。
- 自主活動、グループ活動、子ども会議を実施し、子どもが主体的に活動できるようにしています。自主活動は土、日に設定し、食堂の大画面でゲーム大会をしたり外遊びをしたりしています。グループ活動は子どもがやりたいことができるようにし、しおり作り、カレンダー作り、工作等を行なっています。
- 子どもからの生育歴の聞き取りは児童福祉司が担当し、フェイスシートを作成して一時保護所と共有しています。一時保護所では「あなたについて教えてください」として、好きな食べ物や嫌いな食べ物、自己紹介等を子ども自身に文章化してもらい、子どもの情報の把握に努めています。
- 子どもからの聴き取りは、職員間で対応方法を協議したうえで無理に聞き出すことがないようにしています。また、子どもが話しやすい雰囲気を作り、子ども自身の言葉で語れるように努めています。

## Ⅱ 一時保護の環境及び 体制整備

- 令和5年の改修により、学童以上の子どもの居室は個室となっています。定員を超える入所もあり、その際は個室を確保するために、面接室、静養室等、居室以外の場所を利用せざるを得ない状況となっています。
- 「一時保護所の日課」があり、学習時間や自由時間を確保し、生活上のルールは子どもの特性に合わせるなど、柔軟に対応できるようにしています。居室で食事を取ったり、学習できるようになっています。夕食後の自由時間にはTVを見る時間やゲームの時間を取り入れています。
- 管理者（課長）の役割と責任は一時保護所ハンドブックの「職員の主な役割とその内容」に掲載しています。ハンドブックは全職員に配布し、周知しています。専門職として、保育士、児童指導員、学習指導員、管理栄養士、保健師、夜間指導員等を配置しています。
- 職員間の情報共有の仕組みとして、毎週木曜日に開催するグループ会議があり

ます。会議では、各グループの運営に関する内容の検討、子どもに関する情報共有を行なっています。

- 「一時保護所ハンドブック」に情報管理についての注意事項を記載し、職員間で共有しています。文書管理規程があり、それに基づいて保管・廃棄しています。個人情報取扱規程を策定しています。
- 一時保護所独自の育成シートを作成し、職員ごとの目標設定を行なっています。個人目標の進捗状況はSVとの面談で確認し、振り返りを行なっています。
- 申し送りは、夜勤→日勤、日勤→遅番、遅番→夜勤と一日3回行なって、申し送りノート、個別記録を基に情報共有をしています。申し送りを徹底することで、引継ぎ事項が明確になり、情報共有がされて、業務の混乱を防ぐことができます。
- 入所時の受理会議、入所中の援助方針会議、観察会議等を通じて、児童福祉司や児童心理司との情報共有を行ない、今後の支援につなげています。共通の児童相談業務のシステムを使用し、情報共有をしています。
- 職員はメンタルヘルスチェック表でストレスの判断をし、ストレス反応が強い場合は臨床心理士や産業医に相談することができます。スーパービジョンを行ない、日頃業務で悩んでいること、疑問に思っていることを話し合っています。
- 警察から面談等の要請があった場合の担当は児童福祉司ですが、一時保護所として、子どもの状態を見て、保護所での生活リズムに合わせた面会時間や場所の要望を伝えています。
- 移行前の取り組みとして、子どもの意思確認を十分に行うことにしています。施設や里親の選択は子どもの意向にあったところであるかとの観点で検討します。子どもが移行する対象の施設や里親の情報を、保護所職員と児童福祉司と児童心理司とで情報交換し、子どもへの説明をしています。子どもが、児童福祉司や保護所担当職員と一緒に、移行先候補の施設や里親宅に訪問したり、体験宿泊をする場合があります。

### Ⅲ 一時保護所の運営

- 職員に「一時保護所ハンドブック」を配布し、新任研修やグループワークで周知を図っています。基本方針は、「子どもの声を聴き、子どもの気持ちを受け止め、支援を行なっていく」としています。理念には、人権の尊重、子どもの安心・安全確保、意見表明の尊重研修と自己研鑽等を掲げており、「子どもの心の回復を目指す」とする、一時保護の目的・役割と合致しています。
- 事業計画は、令和6年に改正された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づく改正を踏まえ、子どもの意見表明等支援事業の実施、人材育成計画に基づくチームスキルの向上、ICT化教育の実施等を掲げ、併せて、研修計画、年間行事予定を作成しています。事業計画の内容は年初の課会議で職員に周知しています。
- 子どもは入所時に健康診断を受けています。入所後は、週2回児童精神科医の

来所があります。体調不良時には地域医療機関を受診する体制をとっています。保健師・看護師は、子どもの健康管理を業務とし、服薬管理、身体検査、食事指導などを行なっています。

- 子どもに説明するために学童版と幼児版の「一時保護所のしおり～一時保護所の生活について」を用意しています。しおりには、イラストを入れて漢字にはルビを振り、子どもが理解しやすい工夫をしています。
- 「一時保護所ハンドブック」に生活援助として、基本的な生活習慣の習得、学習の習慣づけと学力の維持、行事の実施、係り、委員会の設置、健全な体づくりを上げて、生活全体にわたるケアについて記載し、職員に周知しています。担当職員を決め、個別支援に努めています。
- 子どもたちが、楽しく過ごせるように、自由時間にはフロアや学習室を使えるようになっています。CD・DVD・活字本・漫画・絵本等があり、自由に選択して遊べるようになっています。体を動かせる場所として中庭がありますがスペースに問題があり、大勢で一緒に遊ぶことが難しいため、広い場所で思い切り体を動かして運動ができるようにふれあい広場（自治会のグラウンド）を週2回利用しています。
- 毎月の誕生会、夏祭り、バス旅行、個人外出、観劇等、レクリエーションプログラムを用意しています。
- 1週間の献立を管理栄養士が作成しています。献立は、旬の野菜を取り入れた、栄養バランスと季節感が感じられるものとなっています。
- 食物アレルギー対応マニュアルに基づき、アレルギーのある子どもへの配膳は、誤食予防のため、通常の子どもと席を分けて行なっています。健康調査票で子どもの状態の確認を行なっています。
- 月1回子どもから食事リクエストで希望を聞いています。ラーメン・パスタなど、選択できるメニューがあり、食べたいものがたべられる楽しみの機会を提供しています。行事食・誕生会等、子どもが楽しみにしている行事もあります。
- 衣替えは、職員が子どもと相談しながら整えています。子どもの年齢や季節に合わせた衣服の着用を子どもに促しています。私服の着用ができるよう配慮し、衣類を持ち込めるようになっています。髪の色や形は子どもの自由に行なっています。私服の着用を認めています。
- 子どもの衣服は毎日1回職員が洗濯して、清潔に保っています。枕カバー、シーツは週1回洗濯し、寝具は業者に委託して布団乾燥を行ない、清潔に保っています。夏場はタオルケットを使用しています。
- 衣服は複数の提示をするようにしていますが、貸与できる衣服の種類が豊富でなく、選択の範囲が少なくなっています。
- 就寝時間は、幼児、小学生、中・高生別に設定し、年齢に合わせた就寝時間が取れるようにしています。幼児は午睡を設定しています。中・高生は勉強時間

の確保に考慮して、子どもとの話し合いで就寝時間を決めています。

- 子どもの健康管理は保健師・看護師が担当しています。子どもの体温測定は毎日実施し、毎月、身長・体重等の身体測定を行ない、記録しています。児童精神科医には週2回の訪問時に子どもの様子を伝えています。
- 事務所の医療キャビネットに、消毒液や塗り薬、絆創膏、処方薬等を保管し、薬の管理は看護師が行なっています。事務所に医療機関をリストし、保健師・看護師が管理しています。病院の受診券は児童福祉司から引継ぎ、事務所で保管しています。
- 子どもへの生活援助として、学習の習慣づけと学力の維持を上げています。日課により、午前と午後に学習室での学習が行われています。高校生は学習合流をしておらず、自室で勉強をしています。
- 子どもの在籍校との連絡は、児童福祉司に取ってもらうことになっています。在籍校の教職員が来訪することは少なく、子どもと教職員との面会は十分行えていませんが、子どもや教員の希望により、児童福祉司が調整を行ない、面会するケースもあります。
- 事業計画に登校支援として、送迎のための通学支援員の採用や、タクシー会社と子どもの通学手段の検討を上げています。高校生については子どもの状況によっては通学できるよう調整していますが、小・中学生については通学できるように調整中です。通学時には、携帯電話等を持参し、いつでも連絡できるようにしています。
- 家族に対する支援や対応は、児童福祉司が子どもに伝えています。子どもに対する情報提供を行う前には、児童福祉司、児童心理司、職員で、事前ミーティングを行ない、意見統一を図っています。児童福祉司からの依頼により、子どもの面接に職員が立ち会う場合があります。
- 子どもの受け入れにあたり、ハンドブックに入所援助の基本を示しています。子どもの不安な状況を理解し、子どもの緊張や不安解消をできるよう援助することと明記し、支援にあたっています。担当職員、管理者、SVが子どもの理解に努め、入所時に個別支援計画を作成することを検討しています。
- 性的な課題がある子どもについて、児童福祉司や児童心理司との連携に努め、子どもの情報の把握や情報収集をしています。職員、保健師、看護師、心理療法担当職員が連携し、支援・対処方法を検討しています。
- 必要な子どもへの性教育は個別に保健師が行ない、距離の近さや男女の違い、援助交際、性感染症等について指導しています。全員の児童には学習の時間を使い、男女別にプライベートゾーンの話をしています。
- 他害、自傷行為につながる課題がある子どもに対し、保健師は手当てをする中で話を聞き、子どもの理解に努め、心理担当職員は個別に話を聞いて信頼関係の構築に努めるなど、担当職員や多職種の職員が連携し、子どもが安定した生活が送れるよう支援しています。

- 他害等の逸脱行動があった場合は、他の部署の応援を受ける体制が整っています。逸脱行為には時間を置いて落ち着くのを待ち、クールダウン後に雑談しながら自己の行為を振り返り、原因や他害行為の実際、自分の気持ちを整理できるようにしています。
- 無断外出の可能性は、子どもの日常の様子などから察知に努めています。子どもからの聞き取りや生活状況をもとに状況を把握し、無断外出の可能性の有無をアセスメントしています。
- 無断外出があったときは状況の経過を聞き取り、また、危険物などの持ち込みがないかのチェックは必ず行ない、所持品について本人の了解を得て口頭で確認しています。
- 触法少年の受け入れにあたり、事件の内容や子どもの状況に応じて、医師、弁護士との支援体制があります。また、多職種が集まって生育歴をさかのぼり、時間をかけて援助方針を見直す検討会を行う仕組みがあります。
- 身近な親族が亡くなったときの対応については、親族や保護者の意向も聞き、伝えるタイミングには十分配慮しています。子どもの意思を聞いて児童福祉司が葬儀への出席などを判断し、結果を子どもに伝えています。
- 被虐待児童の受け入れにあたり、職員は生育歴に配慮し、信頼できる大人であることを伝えています。子どもの声は自分に気付いてほしいとの意思表示ととらえ、応答的に関わるように心がけています。
- 児童心理司は子どもに心理面接や発達検査を行ない、子どもは心理ケアを受けています。心理担当職員は、個別の散歩などの機会に子どもの気持ちに寄り添い、話を聞いています。必要な子どもは、児童精神科医から専門的なアドバイスを受けることができます。
- 全館バリアフリーとはなっておらず、身体に障がいのある子どもの一時保護については、専門的な施設に保護委託をしています。発達障がい等、障害特性に応じ、落ち着いて過ごせる刺激の少ない場所の居室や、トイレに近い居室の確保に努めています。
- 職員は、子ども同士が互いの気持ちを理解できるよう、仲介して伝えています。入所理由等により、子ども同士の理解が難しい状況があります。
- 無断外出発生時対応マニュアルがあり、無断外出があった場合は、SVの指示を仰ぎ、職員が協力して防犯カメラの確認や一時保護所周辺の捜索にあたることを明確にしています。
- 災害時対応マニュアルに基づき、避難誘導訓練年間計画を作成しています。避難訓練は子どもも参加して毎月1日に、火災や地震を想定して行なっています。
- 感染症発生の防止として、子どもに食事前や外から帰ったときに手洗いやうがい呼びかけを行なっています。外部と交流がある職員が感染・発症することで感染拡大することを理解し、職員は出勤時に検温し健康管理に努めています。

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育・支援全般にわたって定めたマニュアルとして「一時保護所ハンドブック」があり、基本的な相談援助や養育・支援実施時の留意点等を記載しています。各マニュアルは目的別になっており、対応訓練や研修で活用しています。</li> <li>・マニュアルにもとづいて養育・支援を実施しているかは、職員全員が人権チェックシートや養護課育成シートを活用し、チェックする仕組みがあります。チェック実施後は、SVや課長が確認しています。</li> </ul>
<p>IV 一時保護所における 子どもへのケア・ア セスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者等からの情報をもとに児童福祉司が作成するフェイスシートや一時保護所の児童観察記録、生活引継ぎ記録等を、一時保護所と児童福祉司が共有し、支援をおこなっています。児童観察記録は、基本的な生活習慣や社会性を担当職員等が記録しています。専門職からの情報として、心理面接、心理検査、学習等を記録しています。</li> <li>・入所後1～2週間の間に初期評価を行ない、児童福祉司参加のもと、原則入所後1か月の間に観察会議を実施しています。初期評価や観察会議、チームミーティングで情報の共有を行なっています。</li> <li>・子どもの行動観察結果、子どもの意見、そこから考えられる子どもの背景等、観察記録、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断の内容を共有し、それらを踏まえて援助方針を決定しています。</li> <li>・個別の対応が必要な子どもには、日々対応する職員を配置し、連続性のある支援を行なっています。個別の日課を作成していますが、今年度、個別支援計画を作成し、試行を開始しています。来年度の本実施に向けて、様式や必要な会議について検討を行なっています。</li> <li>・ほかの子どもとのトラブルや問題行動の表出など、子どもの状況や変化があった場合は職員間で情報を共有し、日課の見直しや変更、居室の検討、集団への合流時間の検討等を行なっています。</li> <li>・施設や里親、ファミリーホームへの移行を検討していますが、社会資源の不足から移行先が見つからない等の理由により、入所の長期化傾向がみられます。</li> </ul>
<p>V 一時保護の開始及び 解除手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護は、受理会議で検討し決定しています。緊急の場合は臨時の受理会議を開催しています。一時保護決定にむけてのアセスメントシートをもとに、一時保護の必要性を検討しています。</li> <li>・子どもが心理的に安心できるぬいぐるみや写真等は、居室内に持ち込めるようにしています。居室から持ち出さないことをルールとして説明しています。携帯電話やスマートフォン等の施設内での使用は許可していません。</li> <li>・子どもの所持品については、一時保護期間中のルールを説明したうえで預かっています。所持品一覧表を作成しており、色、柄、数量等を詳細に記載しています。間違いのないように複数の職員でダブルチェックを行ない、所持品に記名はせず、数字札をつけて所定の場所で保管しています。</li> </ul>

- 一時保護継続判断は、児童福祉司等と連携し、継続判断時には情報提供しています。子どもの情報は日頃から記録しており、入所から現在までの状況が把握できます。

## 【事業者コメント】

平成26年に本市一時保護所が開所してから平成30年、令和2年、そして今年度の計3回にわたり第三者評価受審をしました。今年度は児童福祉法改正による「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が発布され、一時保護施設の第三者評価が義務付けられ、今後も定期的に第三者評価が行われることとなります。

今回の受審は、5月に契約し、一時保護所のローテーション勤務職員に配慮しながら法人主催の職員向け説明会を複数回開催しました。その説明会では今回の第三者評価の意味、意義を学ぶことから始めました。9月には個別チェック表を基に複数回（計6回）にわたるグループディスカッションを課内で開催することで、職員全体で子どもの権利について考える機会と第三者評価の意味を知る機会となりました。12月には訪問調査を実施、3月3日に評価の報告を受けました。

これまで、一時保護所内では自己チェック（人権チェックリスト）を年2回実施し、日頃の取り組みを確認してきましたが、今回の第三者評価を通じて、この自己チェック（人権チェックリスト）の取り組みが評価結果に結びついていることを実感しました。

今回の評価では、「子どもの権利擁護への取り組みとしての意見表明できる環境の配慮」や「こどもの声を聴くことの大切さや取り組み」「職員間での情報交換、共有の工夫」などこれまで意識して取り組んできた内容が改めて評価されました。一方で、課題として、「子どもの教育の保障に関してさらなる取り組み」「相談支援部門とのさらなる円滑な連携」「第三者による意見表明の機会等」などが挙げられ、当課が取り組むべき方向性が指摘されました。

今回の受審ではこれまで一時保護職員が目標としてきた「こどもの声を聴き、こどもの権利擁護について考える支援」を積み重ねてきたことが形となりエンパワメントされた一方で、さらなる支援の改善に向けた意識づけや動機付けが促されました。今後もPDCAサイクルを意識しながらさらなるこどもの最善の利益の為、こどもの権利擁護を保障する為に努力していきたいです。